

(電子メール施行)
教 教 第 2616 号
令和3年2月19日

各教育事務所長

様

各県立学校長

教 職 員 課 長

学校において新型コロナウイルス感染症への対応業務に従事した教職員への
特殊業務手当の支給について

標記の件につきまして、下記のとおり特殊業務手当を支給するため、開会中の2月県議会に「公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を提案することとしています。改正に伴う手当の取扱いにつきましては、改正条例の成立後に改めて通知しますが、取り急ぎ改正内容をお知らせしますので、各学校におきましては、支給対象業務に従事した教職員の状況について事前に整理等していただき、改正条例成立後の支給手続きに遺漏のないよう準備願います。

なお、各教育事務所にあつては、管内各市町組合教育委員会に、この内容を通知願います。

記

1 支給対象業務（詳細は別紙1参照）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した、又は付着の危険のある物件の処理の業務
- (2) 新型コロナウイルス感染症から児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る業務であつて、県教育委員会が指定するもの

※ 県教育委員会が指定するものは、「感染者等に接して行う業務」とする。

2 支給額

- (1) 1 (1)の業務

従事した日1日につき300円

- (2) 1 (2)の業務

従事した日1日につき3,000円（感染者等の身体に接触して行う業務、これらの者に長時間にわたり接して行う業務に従事した場合にあつては、4,000円）

3 適用日 令和2年2月1日に遡及して適用

4 その他

- (1) 支給対象者

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の規定が適用又は準用される教職員

- (2) 支給手続き

特殊業務手当支給要領に定める「特殊業務実績簿」に記載のうえ支給してください。

- (3) 支給対象の考え方については別紙2を参照してください。

業務内容		業務詳細	支給額(月額)
病原体の付着した、又は付着の危険のある物件の処理の業務	①消毒	感染者(※1)が発生した場合に行うクラス教室等及び動線の消毒	300円
	②検査への協力(感染の疑いのある者に接しない場合)	感染の疑いのある(※2)検査対象者の検体の取扱い	300円
児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る業務 ・感染者等(※3)に接して行う業務	③直接処遇	感染の疑いのある児童生徒の救急業務	3,000円 (4,000円※4)
	④疫学調査への協力	感染者に対して保健所等が行う、感染経路特定のための疫学調査への協力	3,000円 (4,000円)
	⑤検査への協力	感染の疑いのある検査対象者への検査の説明 感染の疑いのある検査対象者との検査容器及び検体の受渡し	3,000円 (4,000円)

※1：後日感染者であると判明した場合を含む(消毒の際には感染の疑いのある者であったが、その後の検査結果が陽性であった場合等)

※2：保健所や医師等からPCR検査の指示を受けるなどして、疑いがあると判断された場合(後日判断された場合を含む)を指す

※3：感染者(※1)及び感染の疑いのある(※2)者

※4：感染者等の身体に接触又は1時間以上(1日の累積)接して行う場合

新型コロナウイルス感染症への対応業務に係る特殊業務手当に関する事例

	業務内容 (別紙1)	事 例	手当支給	
			区分(※)	理由
1	①	学校を休んで(前日は登校(出勤))PCR検査を受けた生徒(職員)が陽性であったと連絡が入った(感染者が発生した)。すぐに当該生徒(職員)が前日使用した教室の机やドアノブ等の消毒を行った。	A	生徒下校(職員退勤)の翌日に行っていることから、感染リスクが高い状態での業務として、支給対象となる。
2	①	金曜日に学校を休んでPCR検査を受けた生徒(職員)が陽性であったと、月曜日に連絡が入った(感染者が発生した)。連絡を受けた後、当該生徒(職員)が金曜日に使用した教室の机やドアノブ等の消毒を行った。	×	生徒下校(職員退勤)から数日経過後に行っていることから、感染リスクが高い状態での業務とは言えないとして、支給対象とならない。
3	①	登校後、家族が陽性であることが判明し、生徒は感染の疑いのある者と判断されたため、帰宅させた。当該生徒の下校後、すぐに当該生徒が使用した教室の机やドアノブ等の消毒を行った。 ※その後のPCR検査で当該生徒が陽性であった場合	A	感染者が使用した物件の消毒であるため、支給対象となる。 (消毒の際には感染の疑いのある者であっても、その後の検査で陽性となった場合は支給対象)
4	①	登校後、家族が陽性であることが判明し、生徒は感染の疑いのある者と判断されたため、帰宅させた。当該生徒の下校後、すぐに当該生徒が使用した教室の机やドアノブ等の消毒を行った。 ※その後のPCR検査で当該生徒が陰性であった場合	×	感染者が使用した物件の消毒ではないため、支給対象とならない。
5	①	登校後、家族が陽性であることが判明し、生徒は感染の疑いのある者と判断されたため、帰宅させた。当該生徒の下校後、すぐに当該生徒が使用した教室の机やドアノブ等の消毒を行った。その後のPCR検査で当該生徒が陽性であったため、翌朝、再度当該生徒が使用した教室の机やドアノブ等の消毒を行った。	A 再度の消毒は×	生徒下校後すぐに行った消毒は、感染者が使用した物件の消毒であるため、支給対象となる。 ただし、翌朝の再度の消毒については、当該生徒が使用した物件の消毒を既に行っていることから、感染リスクが高い状態での業務とは言えないとして、支給対象とならない。
6	③	体調不良となった生徒を保健室で対応し、帰宅させた(保護者へ引渡した)。 ※その後感染の疑いがあると判断された場合	B	PCR検査の結果(陽性・陰性)にかかわらず、感染者等に接して行う業務として、支給対象となる。
7	③	体調不良となった生徒を保健室で対応し、帰宅させた(保護者へ引渡した)。 ※その後感染の疑いがあると判断されなかった場合	×	保健所等により感染の疑いがあると判断されなかった場合は支給対象とならない。
8	④	保健所等が行う疫学調査に協力するため、感染した生徒の自宅へ訪問し、生徒から直接話を聞いた。	B	感染者等に接して行う業務であるため、支給対象となる。
9	④	保健所等が行う疫学調査に協力するため、感染した生徒の自宅へ電話し、生徒から話を聞いた。	×	感染者等に接して行う業務ではないため、支給対象とならない。
10	⑤	クラスの生徒に感染者が発生し、その他の生徒に感染の疑いがあると判断された者が発生した。感染の疑いのある生徒も含め、クラス全員PCR検査をすることとなり、教室内で、生徒に検査の説明、検査容器及び検体の受渡しを行った。	B	PCR検査の結果(陽性・陰性)にかかわらず、感染者等に接して行う業務として、支給対象となる。

※ A・・・300円、B・・・3,000円(4,000円)、×・・・支給なし

業務内容 (別紙1)	事例	手当支給		
		区分(※)	理由	
11	⑤	クラスが生徒に感染者が発生したが、その他の生徒に感染の疑いのある者と判断された者はいなかった。しかし、念のためクラス全員PCR検査をすることとなり、教室内で、生徒に検査の説明、検査容器及び検体の受渡しを行った。 ※その検査で陽性者が出た場合	B	検査により陽性者が出た場合、当該生徒は感染の疑いがあった者として、検査への協力は感染リスクの高い業務となるため、支給対象(感染者等に接して行う作業)となる。
12	⑤	クラスが生徒に感染者が発生したが、その他の生徒に感染の疑いのある者と判断された者はいなかった。しかし、念のためクラス全員PCR検査をすることとなり、教室内で、生徒に検査の説明、検査容器及び検体の受渡しを行った。その後、検査対象者が使用した机やドアノブ等の消毒を行った。 ※その検査で陽性者が出た場合	B	検査により陽性者が出た場合、当該生徒は感染の疑いがあった者として、検査への協力は感染リスクの高い業務となるため、支給対象(感染者等に接して行う作業)となる。消毒についても、感染者が使用した物件の消毒であり、感染リスクが高い状態での業務として支給対象となるが、同日にAB両方の区分に該当する場合は、Bのみの支給となる。
13	②	上記事例10～12の場合において、検体の梱包作業のみを行った。	A	病原体の付着の危険のある検体を取り扱っているため、支給対象となる。(感染者等に接して行う業務ではないため、Bの区分には該当しない。)
14	⑤	クラスが生徒に感染者が発生したが、その他の生徒に感染の疑いのある者と判断された者はいなかった。しかし、念のためクラス全員PCR検査をすることとなり、教室内で、生徒に検査の説明、検査容器及び検体の受渡しを行った。 ※その検査で陽性者がいなかった場合	×	感染の疑いのある生徒がおらず、全員陰性であった場合の検査への協力は、感染リスクが高い業務とは言えないとして、支給対象とならない。
15	⑤	感染の疑いのある者となった生徒の自宅へ訪問し、生徒へPCR検査の説明、検査容器及び検体の受渡しを行った。	B	感染者等に接して行う業務であるため、支給対象となる。
16	②	感染の疑いのある者となった生徒の自宅のポストに検査容器を投函し、翌日検体をポストから回収した。	× (投函日) A (回収日)	病原体の付着がない検査容器をポストへ投函するだけでは支給対象とはならない。翌日は病原体の付着の危険のある検体を取り扱っているため、支給対象となる(事例13参考)。

※ A・・・300円、B・・・3,000円(4,000円)、×・・・支給なし

(別紙様式1)

特 殊 業 務 実 績 簿

学 校 名	〇〇学校		職名	〇〇				氏名	〇〇 〇〇		
			職員コード	〇	〇	〇	〇				〇
学 校 長 認 確	業務の種類	業務の内容	従事年月日（曜日）及び従事時間					支 日	給 数	支 給 額	備 考
	新型コロナ 対応業務	感染者発生 に伴う教室 の消毒作業	令和〇年	〇月	〇日（〇）	時	分から	1	日	円 300	
			令和〇年	〇月	〇日（〇）	時	分まで				
			年	月	日（ ）	時	分から				
			年	月							
			年	月							
			年	月	日（ ）	時	分から				
			年	月	日（ ）	時	分まで				
			年	月	日（ ）	時	分から				
			年	月	日（ ）	時	分まで				
			年	月	日（ ）	時	分から				
			年	月	日（ ）	時	分まで				

新型コロナへの対応業務については、支給要件に従事時間がないため、従事時間の記載は要しない。

(注) 対外運動競技等については、開催団体名を備考欄に記載すること。

(注) 実績簿の記入にあたっては、別表「特殊業務手当の支給要件」により支給対象となる要件等を確認すること。